

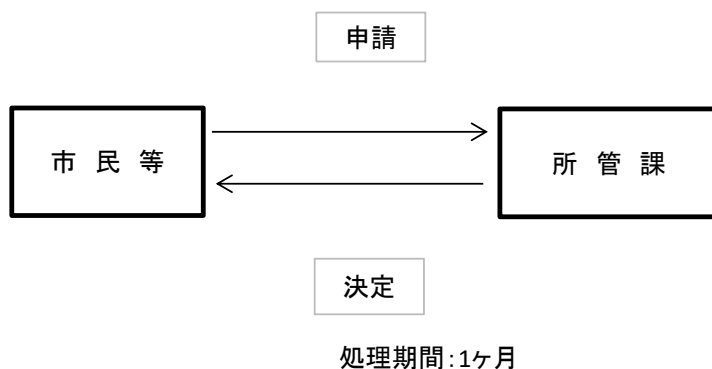
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	里島定住促進施設の使用料減免	
処 分 の 概 要	里島定住促進施設の使用料を減免する。	
根 拠 法 令 名	松山市里島定住促進施設条例(平成27年条例第5号)	
条 項	第9条	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1ヶ月	
標 準 処 理 期 間	計	1ヶ月
判 断 基 準	松山市里島定住促進施設条例第9条に該当すること。	
【根拠法令等】	松山市里島定住促進施設条例 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。